

新型コロナウイルス感染症対応策やデジタルガバメントの実現のために、「書面主義、押印主義、対面主義の見直し」や「行政手続きのオンライン化の推進、業務プロセス・システムの標準化」といった課題への対応が必要

現在の取組

・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が求められる間、押印省略した申請書・届出書等(以下「申請書等」という。)の受付、電子メール等での申請書等の受付の推進について各消防本部に通知(令和2年5月)

令和2年度

消防法令に規定する申請書等において押印を廃止及びオンライン化の推進(令和2年中)
 → 消防法施行規則等を改正し、恒常的に申請・届出時の押印を廃止する。また、これにより、電子メールに申請書等を添付して送付することが容易になる(改正内容やオンライン化の推進を各消防本部に通知。)
更に、火災予防分野における各種手続きの電子申請等の導入に向けた調査等を実施

令和3年度

火災予防分野における電子申請等の標準モデルの構築等
 → 消防行政のうち、申請・届出の多い火災予防分野の手続きを中心に、電子申請等を行う場合の業務フローや標準様式の検討及び実証実験の実施により標準モデルを構築する。なお、申請者等の利便性の向上の観点から、市町村共通の電子申請基盤であるマイナポータル・ぴったりサービスを利用し、申請窓口を一元化することを想定

令和4年度以降

大規模消防本部を皮切りに、標準モデル対応の電子申請等の早期導入を目指す

火災予防分野における各種手続の電子申請等に係る調査検討

新型コロナウイルスの感染拡大の防止のため、及びデジタルガバメントの実現のためには、書面主義、対面主義の見直しが喫緊の課題とされている。

消防業務のうち火災予防分野においては、防火管理者選任届や防火対象物点検報告などの各種申請・届出があるが、これらの各消防本部への申請等は主として書面による提出のみで行われている現状がある。また、これらの消防業務は原則として基礎自治体である市町村が行うこととなっており、国等が整備した法令、ガイドライン等に基づいて、個々の市町村の消防本部で実施されているが、業務の効率化等の観点からは、業務プロセス・システムの標準化が必要である。

このため、火災予防分野における電子申請等の推進と業務の効率化のため、電子申請等を行う場合の業務フローや標準様式を検討するとともに、実際にいくつかの消防本部で電子申請等の実証実験を行うことにより、火災予防分野における電子申請等の標準モデルを構築する。

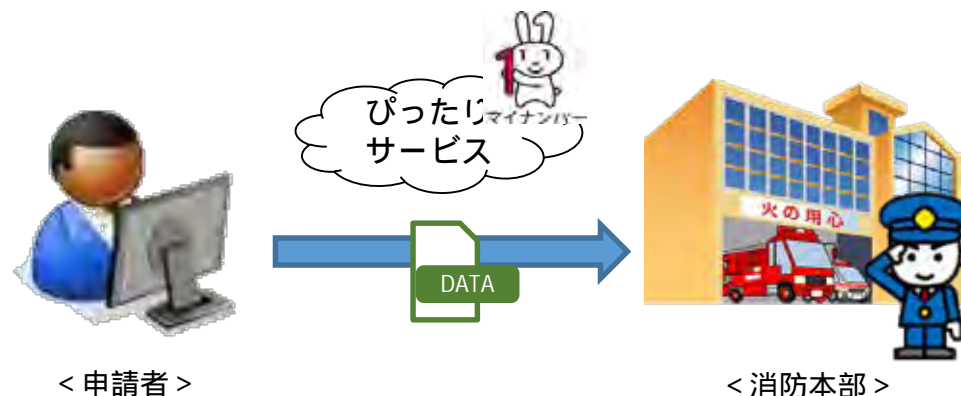
【令和3年度要望額：0.8億円(新規)】

< 主な検討事項 >

- 電子申請等の対象となる手続の優先順位の検討
- 電子申請等に用いるシステム構成等の検討
- 電子申請等の標準様式の検討
- 電子申請等の導入による事務フローの見直し
- 電子申請等の普及方法

< 検討手段 >

- 検討会の開催
 - 申請・届出を行う事業者、消防関係者、学識経験者等で構成
- 実証実験の実施
 - いくつかの消防本部で電子申請等の実証実験を実施



火災予防分野における各種手続の電子申請等の導入に向けた検討スケジュール（想定）

令和2年度中

消防本部や専門家から構成されるワーキングチームの設置
各消防本部の事務フロー調査
各消防本部の既存システムの構成等の調査

令和3年5月頃

- < 第1回検討会 >
- ・ 電子申請等の対象となる手続の優先順位の検討
 - ・ 検討スケジュールの確認

令和3年7月頃

- < 第2回検討会 >
- ・ 電子申請等に用いるシステム構成等の検討
 - ・ 電子申請等の様式の検討(その1)

令和3年8月頃

- < 第3回検討会 >
- ・ 電子申請等の様式の検討(その2)
 - ・ 実証実験の方法と範囲
 - ・ 電子申請等の導入による事務フローの見直し

令和3年9月頃～
令和4年1月頃

各消防本部における実証事業の実施
事業報告書・導入マニュアルの作成 等

令和4年2月頃

- < 第4回検討会 >
- ・ 実証実験の結果報告
 - ・ 電子申請等の普及方法
 - ・ 事業報告書・導入マニュアルのとりまとめ

令和4年度以降

大規模消防本部を皮切りに、標準モデル対応の電子申請等の
早期導入を目指し、普及・促進活動を実施

マイナポータルとは

マイナポータルは、政府が運営するWebサイトです。
国民一人ひとりのポータルサイトとして、2017年7月以降、様々なサービスが利用可能となっています。

令和2年1月20日より、新たに、
法人設立ワンストップサービスを
開始！

A サービス検索・電子申請機能 (ぴったりサービス)

子育てなどに関するサービスの検索
や、オンライン申請(子育てワン
ストップサービス等)ができます。

B 自己情報表示 (あなたの情報)

行政機関等が保有するあなたの
個人情報を検索して確認する
ことができます。

C お知らせ

行政機関等から配信される
お知らせを受信することが
できます。



令和元年秋より、新たに、
iPhoneでの利用も可能に！

D 情報提供等記録表示 (やりとり履歴)

行政機関同士があなたの個人情報
をやりとり(照会・提供)した
履歴を、確認することができます。

E もっとつながる (外部サイト連携)

外部サイトを登録することで、
マイナポータルと一体的に使い
えるようになります。
e-Tax、ねんきんネット、民
間送達サービスなど

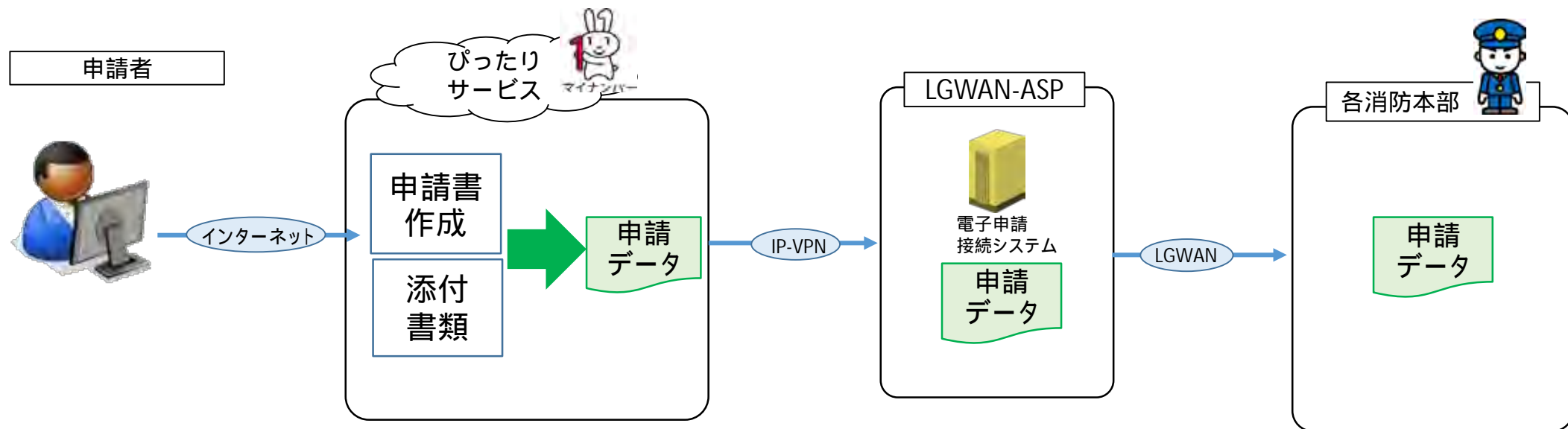
その他のサービス

公金決済サービス

マイナポータルのお知らせから
ネットバンキング(ペイジー)や
クレジットカードでの公金決済が
できます。

ぴったりサービスを利用した電子申請等のイメージ

火災予防分野の電子申請等の窓口としてマイナポータル(ぴったりサービス)を利用することを想定
各消防本部はLGWAN-ASPを通じて、申請データを取得する方法を想定(子育てワンストップサービスで利用されている仕組みと同様のもの)



電子申請等のスキーム(想定)

申請者はパソコンやスマートフォンからぴったりサービスにアクセスし、申請等行う手順を選択。ぴったりサービスの入力フォームを用いて申請書を作成(必要に応じ、資料等を添付)。

各消防本部はぴったりサービスにアクセスし、申請データをダウンロードする。ダウンロードした申請データは、電子申請接続システムを通じ各消防本部に送付(電子申請接続システムはLGWAN-ASP事業者がサービスを提供)。

LGWAN-ASP事業者・・・LGWAN上で自治体向けにアプリケーションサービス等提供を行う事業者のこと。ここでは、ぴったりサービスとの連携サービスを行う。

危険物取扱者講習のオンライン化（検討中）

現行

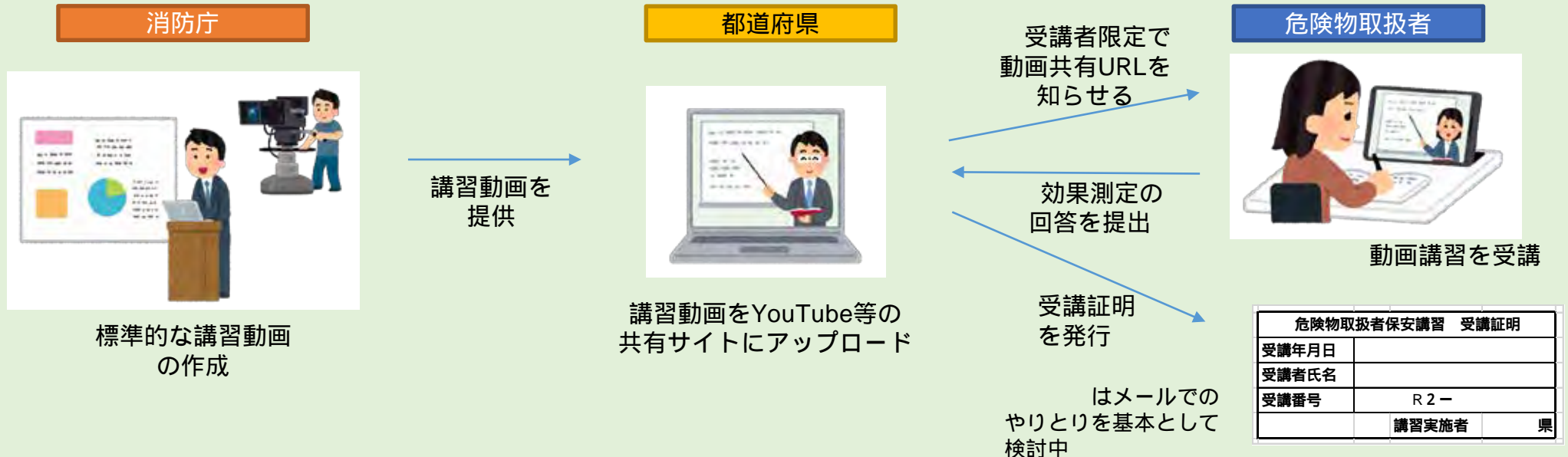


- ・危険物取扱作業に従事している危険物取扱者は、3年に1度、都道府県の実施する講習を受講することが必要。
- ・各都道府県においては、域内各地で毎年複数回にわたって、集合型の研修（大きい会場では100人以上）を実施。

オンライン化の取組み

各都道府県でのオンライン化に資するべく、消防庁において(1)標準的な講習の動画、(2)実施マニュアルを作成中。

【実施イメージ】



令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策における必要性を踏まえ、試行的にオンライン講習を実施予定。この結果を踏まえて、本格導入に向けて更に検討を進めていく(令和3年度～)。

參考資料

< 押印廃止・オンライン化（電子メール）する様式（令和2年中） >

都道府県、消防本部等への申請・届出等のみ抽出

消防法施行規則 11様式

- ・消防計画作成（変更）届出書
- ・防火・防災管理者選任（解任）届出書
- ・自衛消防組織設置（変更）届出書
- ・消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書
- ・工事整備対象設備等着工届出書

他

消防庁告示（火災予防関係）3様式

- ・防火対象物点検結果報告書
- ・消防用設備等（特殊消防設備等）点検結果報告書
- ・防災管理点検結果報告書

危険物の規制に関する規則等 43様式

- ・危険物製造所・貯蔵所・取扱書設置許可申請書
- ・移送取扱書設置許可申請書
- ・危険物保安監督者選任・解任届出書
- ・屋外タンク貯蔵所保安検査申請書

他

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令 11様式

- ・流出油等防止堤設置届出書
- ・消防車用屋外給水施設設置届出書

他

< 標準モデルの検討（令和3年度） >

消防行政のうち、申請・届出の多い火災予防分野の手續を中心に検討。その中でも、申請件数の多い様式やそれらの様式と一体として申請が行われる10様式を優先的に電子申請等の標準様式を検討することを想定

【消防法施行規則 7様式】

- ・消防計画作成（変更）届出書
- ・防火・防災管理者選任（解任）届出書
- ・全体についての消防計画作成（変更）届出書
- ・統括防火・防災管理者選任（解任）届出書
- ・自衛消防組織設置（変更）届出書
- ・消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書
- ・工事整備対象設備等着工届出書

【消防庁告示（火災予防関係）3様式】

- ・防火対象物点検結果報告書
- ・消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書
- ・防災管理点検結果報告書

実証実験を行い、準備が整った様式から本格導入を実施

経済団体から電子化を求められている具体的な手続の概要

届出名	届出の概要	届出を行う者	届出の件数		
			東京消防庁	大阪市	横浜市
消防計画作成(変更)届出	消防計画(訓練の実施、消防用設備等の点検・整備など防火・防災管理業務を行う上で必要な事項を定めたもの)を作成又は変更した場合に消防長等に届け出る。	防火対象物の管理について権原を有する者	87,386	11,935	11,548
防火・防災管理者選任(解任)届出	防火管理者(防火対象物の防火管理業務の責任者)や防災管理者(大規模・高層の建物において地震等による被害を軽減するため防災管理業務を行う責任者)を選任又は解任した場合に消防長等に届け出る。	防火対象物の管理について権原を有する者	79,337	20,587	11,313
自衛消防組織設置(変更)届出	自衛消防組織(多くの人が集まる防火対象物などで、災害から施設内の者を守るために事業者に対し設置が義務づけられる組織)を設置又は変更した場合に消防長等に届け出る。	防火対象物の管理について権原を有する者	1,338	230	388
消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出	防火対象物に消防用設備等又は特殊消防用設備等を設置した場合は、それらの関係者はその旨を消防長等に届け出て検査を受ける。	消防用設備等又は特殊消防用設備等を設置した者	77,694	14,635	12,509
工事整備対象設備等着工届出	消防設備士は一定の消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事に着手するときに必要な事項を消防長等に届け出る。	消防用設備等又は特殊消防用設備等を着工しようとする者	22,820	5,640	3,570
防火対象物点検結果報告	一定の防火対象物(劇場など不特定多数の者が出入りする施設等)の管理権原者は、防火対象物点検資格者に防火管理上必要な業務等について点検させ、その結果を消防長等に報告する。	防火対象物の管理について権原を有する者	62,578	8,806	8,240
消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告	防火対象物の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等について定期的に点検を行い、その結果を消防長等に報告する。	防火対象物の関係者(所有者・管理者・占有者)	152,054	33,519	27,213
防災管理点検結果報告	大規模な防火対象物の管理権原者は、防災管理点検資格者に建物の地震対策等の災害時に必要となる事項について点検させ、その結果を消防長等に報告する。	防火対象物の管理について権原を有する者	33,243	6,133	4,610

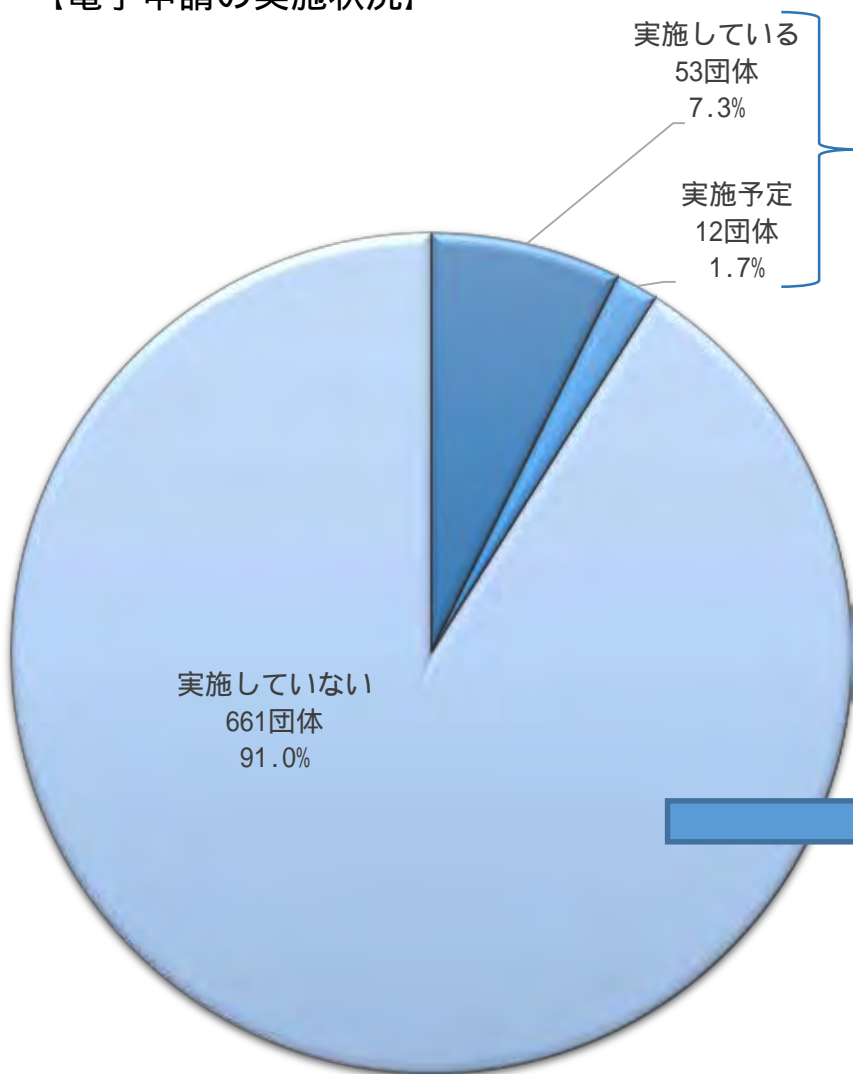
火災予防分野における電子申請の実施状況【令和2年9月1日現在】

電子申請を実施している消防本部は全体の約7%で、実施予定を併せると全体の約9%。

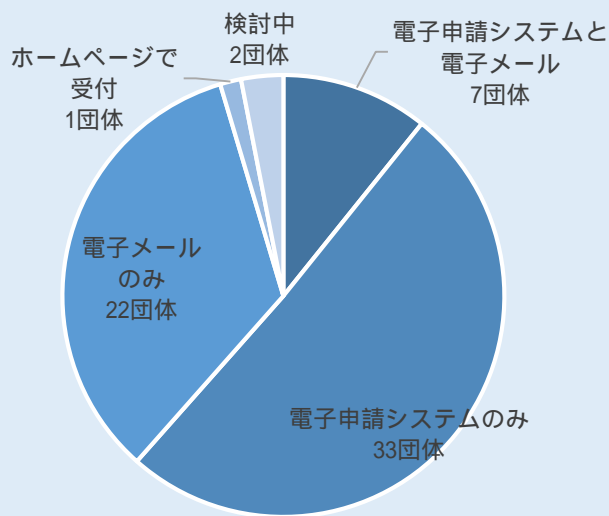
電子申請を実施(予定含む)本部のうち、電子申請システムを利用しているのは40団体。電子メールを利用しているのは29団体。電子申請システムで受け付けている手続で最も多いのは条例関係の届出

電子申請を実施しない理由で最も多いのは受け付けるための環境が無いこと。

【電子申請の実施状況】



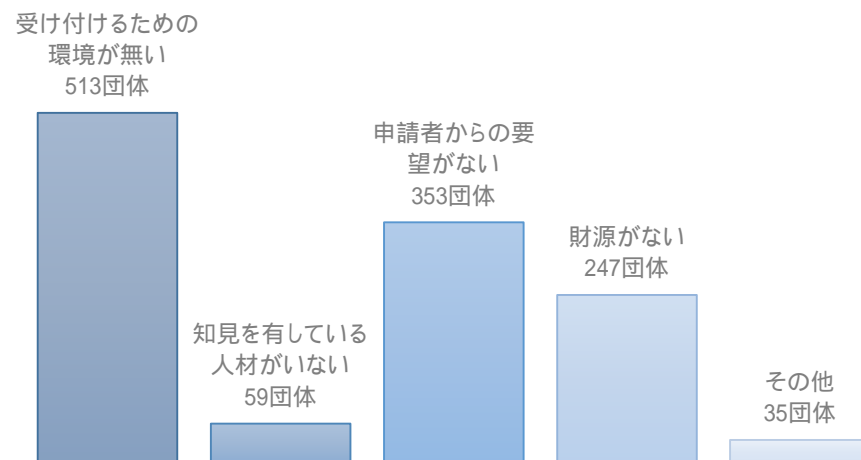
【電子申請の受付方法】



【電子申請システムで受け付ける手続】

手続	本部数
火災予防条例関係の届出 ・火災と紛らわしい行為届 ・道路工事届出 など	42
消防訓練実施届	24
本部規程による届出 ・改修(計画)報告書 ・消防訓練の結果報告 など	20
防火管理講習の申込み	11
防火対象物点検報告特例認定申請	4
防火対象物点検結果報告	4
防火管理者選任届	4
消防計画作成届	4

【電子申請を実施していない理由】



消防法に基づく講習の概要

講習名	防火・防災管理者再講習	危険物保安講習	消防設備士講習
根拠条文	法第8条第1項(法第36条第1項) 令第3条第1項(令第47条第1項)	法第13条の23	法第17条の10
主な業務	・消防計画の作成 ・消火、避難訓練の実施	・危険物施設における危険物の 取扱い作業とその保安監督	・消防用設備等/特殊消防用設 備等の工事や整備
実施主体	都道府県知事 消防長 登録講習機関[(一財)日本防火・防災協会]	都道府県知事	都道府県知事
講習時間	おおむね2時間	3時間以上	7時間以上
受講者の実績 (H30度実績)	28,432名	182,800名	9,839名(東京都)

経済団体から要望のあった講習のうち、資格保有者に対するものを抜粋。